

令和2年度 クリクルセンター 維持管理状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づき、以下のとおり公表します。

1. 焼却処分した可燃性一般廃棄物の処理量について

単位:t

ごみ焼却量	令和2年										令和3年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
A炉	1,155.20	560.11	1,519.84	665.15	1,562.71	678.74	1,571.47	471.98					8,185.20	
B炉	809.39	1,604.96	453.23	1,268.01	850.89	1,355.34	493.77	1,503.26					8,338.85	
月計	1,964.59	2,165.07	1,973.07	1,933.16	2,413.60	2,034.08	2,065.24	1,975.24					16,524.05	

2. 燃焼室中の燃焼ガスの温度について

単位:℃

燃焼室炉入り口	令和2年										令和3年			平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
A炉	860	860	863	859	862	862	863	860					861	
B炉	858	858	858	866	869	874	867	865					864	
平均値	859	859	861	863	866	868	865	863					863	

※基準値:800℃以上

単位:℃

ろ過式集塵機 入り口	令和2年										令和3年			平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
A炉	191	191	191	191	191	191	191	191					191	
B炉	191	191	191	191	191	191	191	191					191	
平均値	191	191	191	191	191	191	191	191					191	

※基準値:おおむね200℃以下

3. 排ガス中の一酸化炭素濃度について

単位:ppm

煙突入り口	令和2年										令和3年			平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
A炉	8	11	12	11	9	6	7	5					9	
B炉	8	9	12	8	6	5	9	7					8	
平均値	8	10	12	10	8	6	8	6					8	

※基準値:100ppm以下

4. 冷却設備及び排ガス処理施設に堆積したばいじんの除去について

主な除去方法及びその時機(A炉、B炉ともに同一方法)	
冷却設備	沈殿灰を下部ホッパより払い出し、焼却炉内に戻し(運転中常時)
排ガス処理設備	ろ過式集じん器で逆洗パルスエアにより払い落とし、下部ホッパから払い出し(運転中常時・自動)

5. 煙突入口における排ガス中のばい煙濃度及びダイオキシン類濃度について

※一般項目:硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素化合物

※ダイオキシン関係:ダイオキシン類、一酸化炭素

		A炉	B炉	基準値	備考
排ガスを採取した年月日	(一般項目) (ダイオキシン関係)		令和2年5月25日 令和2年10月29日	/	自主規制値 (空欄は、自主規制なし)
測定結果の得られた年月日	(一般項目) (ダイオキシン関係)		令和2年6月1日 令和2年12月3日		
硫黄酸化物排出量	(mN/h)		0.015未満	K値規制 17.5	100 ppm
ばいじん濃度	(g/mN)		0.005未満	0.08以下	0.05以下
塩化水素濃度	(mg/mN)		97	700以下	-
窒素化合物濃度	(ppm)		110	250以下	-
ダイオキシン類濃度	(ng-TEQ/mN)		0.0085	1以下	0.1以下
一酸化炭素濃度	(ppm)		4	100以下	-